

## はじめに

廃棄物は、その発生源から一般の家庭から出される生活系廃棄物と、事業活動に伴って生じた事業系廃棄物とに分類できます。

事業系廃棄物は、さらに事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれ、産業廃棄物は廃棄物処理法において定められた、20種類の廃棄物を指します。(別項参照)また、事業系一般廃棄物とは産業廃棄物以外の事業系廃棄物のことを言います。

環境資源ギャラリーは一般廃棄物処理施設として設置されているため、事業所から環境資源ギャラリーに搬入できる廃棄物は事業系一般廃棄物(資源物を含む)のみであり、産業廃棄物に該当する物は受入れ出来ません。

平成21年度の環境資源ギャラリーへの事業系一般廃棄物排出量は以下のとおり。

表1 平成21年度 事業系ごみの排出量

排出月	総排出量 (t)	事業系ごみ 計(t)	事業系以外 計(t)	事業系ごみの 占める割合(%)
4月	2796.53	576.49	2220.40	20.61%
5月	2729.48	546.25	2183.23	20.01%
6月	2938.95	595.33	2343.62	20.26%
7月	2923.70	619.24	2304.46	21.18%
8月	2841.70	542.29	2299.41	19.08%
9月	2521.12	491.03	2030.09	19.48%
10月	2663.37	544.42	2118.95	20.44%
11月	2581.07	550.10	2030.94	21.31%
12月	2778.72	510.41	2268.31	18.37%
1月	2649.33	547.98	2101.35	20.68%
2月	2199.41	442.77	1756.64	20.13%
3月	2789.10	578.59	2210.51	20.74%
合計	32412.45	6544.90	25867.55	20.19%

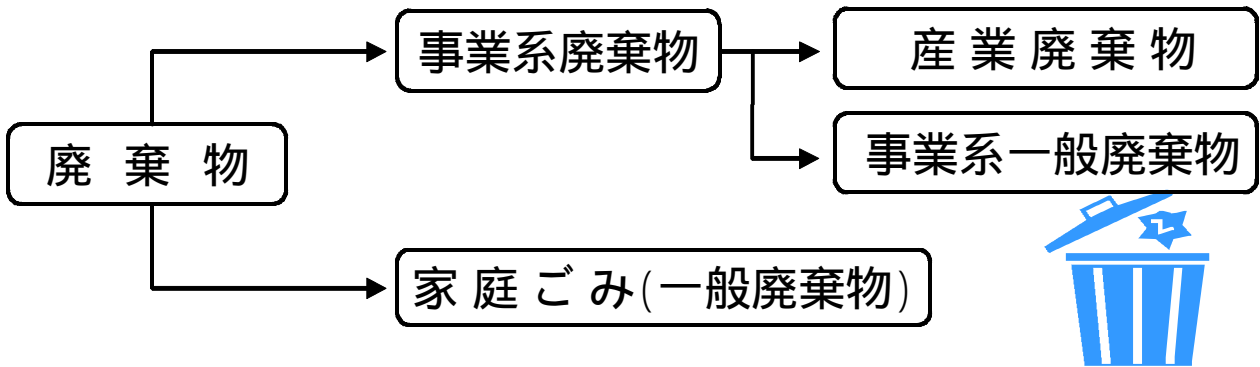
表2 構成市人口、世帯数及び事業所数 (平成22年3月末日現在)

区分	人口	世帯数	事業所数
掛川市	119,933人	40,635世帯	5,087事業所
掛川区域	85,446人	29,679世帯	
大東・大須賀区域	34,487人	10,956世帯	
菊川市	49,112人	16,149世帯	1,768事業所
計	169,045人	56,784世帯	6,855事業所

事業所数は、平成18年事業所・企業統計調査による。

# 1 事業系廃棄物とは

一般の家庭から出されるごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物のことを事業系廃棄物といいます。事業系廃棄物はさらに、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分かれます。



## 産業廃棄物

産業廃棄物は廃棄物処理法において、次の20種類と定められています。(表3参照)

表3 産業廃棄物の種類

1 燃え殻	焼却残灰、炉清掃時の掃出物、重油燃料灰など
2 汚泥	紙製汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす等有機性のもの、中和沈殿汚泥、メッキ汚泥、灰ソルト、排煙脱硫石こう、廃白土等無機性のもの
3 廃油	鉱物性及び動・植物性の廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃圧延油、廃溶剤(シンナー、トリクロロエチレン等)、廃ウエス 等
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、アルコール発酵廃液、各種有機廃酸等すべての酸性廃液
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん廃液、脱脂廃液等すべてのアルカリ性廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂・合成繊維・合成ゴムくず、廃タイヤ等のすべて廃プラスチック類
7 紙くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る)、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、印刷業から排出される紙くず
8 木くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、 <b>輸入木材の卸売業及び物品質貨業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)</b> に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る(おがくず、木皮を含む。)
9 繊維くず	建設業(工作物の新築、改造又は除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣服その他の繊維製造業を除く)から排出される天然繊維くず
10 動植物性残渣	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から排出される魚、獣のあら、羽毛、果実の皮、種子、廃菌体 など
11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
12 ゴムくず	天然ゴムのくず
13 金属くず	切削くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす、古鉄のスクラップ 等
14 コンクリートくず ガラス・陶磁器くず	ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火レンガくず、陶磁器くず など
15 鋳さい	キューボラノロ、アルミノロ、鋳物廃砂 等
16 がれき類	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、アスファルトくず等工作物の新築、改造又は除去に伴って生じる不要物
17 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿
18 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体
19 ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじん等で集じん施設により集められたもの、電気集じん機等により捕集されたばいじん など
20 13号廃棄物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

## 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物といいます。

## 2 事業者の責務

原則的に事業活動に伴って発生する廃棄物は、事業者が責任を持って適正処理をしなければならないと、法律によって定められています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第3条第1項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第3条第2項

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。(一部要約)

## 3 掛川市、菊川市における事業系一般廃棄物の運搬と処理場所

事業系廃棄物のうち事業系一般廃棄物であれば環境資源ギャラリーで処理することが出来ます。  
事業系一般廃棄物をそれぞれの事業所から運搬する方法は、事業者自身が環境資源ギャラリーまで直接持ち込む方法と、市が一般廃棄物収集運搬を許可した許可業者に委託する方法があります。

### (1) 事業者自身が直接搬入する場合

受け入れるもの：燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物

営業日：月曜日～金曜日、第2土曜日、第4日曜日（祝日、年末年始を除く）

営業時間：平日 9:00～12:00及び13:00～16:00

土日 9:00～11:30

搬入手数料：10kgにつき100円＋消費税相当額

### (2) 許可業者に委託する方法

許可業者には、処理施設までの一般廃棄物の運搬、廃棄物の再資源化等を委託することができます。

排出時間、方法など詳しくは、直接許可業者とご相談ください。

いずれの場合であっても、産業廃棄物、処理困難物、危険物、有害物は市の施設に持ち込むことはできません。専門の業者（産業廃棄物処理業者）などへお願いします。

参考：

静岡県産業廃棄物協会

静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9階

電話 054-255-8285 ファックス 054-252-2845

## 4 廃棄物のリサイクル（再資源化）など

4R活動などにより分別等を行えば、まだ資源化できる物が廃棄物として排出された中でも多く存在します。このような物はそのままごみにしないで再資源化をお願いします。ごみの減量化と資源の保護に役立ち、循環型社会を形成していきます。（参考資料をご参照ください。）

掛川市、菊川市では、廃棄物のリサイクルに取り組んでいる廃棄物処理業者が数多くありますので、下記表4、また各市の担当課までお尋ねください。

表4 処理困難物協力店

	受付品目	処理困難物・資源物処理店	住所	電話	
掛川市	掛川地区	消火器	エイト精密工業(株)	亀の甲2-9-28	24-0015
		プロパンガス	ガステックサービス(株)中遠支店	細田222	22-6261
		機械器具・鉄くず類・農機具	服部商店(有)	大池2886	24-2525
			松下メタルセンター(株)	大池2881-1	24-0361
		タイヤ・バッテリー・廃油	親和オートサプライ(株)	上張827-1	23-3366
		タイヤ・農薬	中遠環境保全(株)	八坂317-3	27-1248
		ピアノ	西尾楽器	駅前2-3	24-0711
			兵藤楽器	御所原20-6	23-0245
		古紙	勝又商店(有)掛川支店	大池698-1	24-1192
	木材・剪定枝	小関建設(株)	下俣567-1	23-6610	
		掛川森林開発(有)	原里375-1	26-3394	
	大東地区	消火器	ハマビ(株)	国安15-1	72-5331
		プロパンガス	浅倉ガスサービス	大坂1556-2	72-4230
			エネジ(株)中遠支店	中400-1	74-4880
			サイサン(株)大東工場	浜川新田1891	72-3911
			南遠ガス(株)	浜川新田1891	72-6850
			水島石油	千浜6092	72-2040
		鉄くず類・農機具	大浜商会	坂里474	72-2207
		鉄くず類・農機具・バッテリー	松下商会(株)	中5733-2	74-3701
タイヤ・バッテリー他		遠興(株)自動車部	菊浜777-1	72-2188	
		大石自動車	千浜6456-1	72-5529	
	大村モーターズ商会	中903	74-3910		
古紙	大東紙業(株)	中3087	74-4161		
剪定枝	グリーンサークル(株)	大坂8164-96	72-8888		
大須賀地区	プロパンガス	(有)大須賀ガスサービス	横須賀903-2	48-2001	
	鉄くず類	タマヤ(株)大須賀工場	西大淵1695-11	48-5161	
	タイヤ・バッテリー他	マルエスモーターズ横須賀工場(有)	西大淵330	48-3221	
		ヤシマ商会(有)	横須賀1297	48-3266	
バイク他	ヤシマ商会(有) 二輪部	横須賀1343	48-4802		
菊川市	消火器	(株)河原崎商事	東横路700-1	35-4311	
		(株)小松防研監理事務所	下平川1349-1	73-6911	
	鉄くず・リサイクル家電	(株)山内商店	土橋883	36-4566	
	古紙	(株)古紙センタートヨタ	三沢1500-25	37-0521	
	ピアノ	西沢楽器店	半済1164-4	35-3348	
	タイヤ・バッテリー	沢崎タイヤ	西方3605-15	36-1102	
		オートサービス服部	富田18-4	35-2479	
	バイク	モトショップアキラ	西方2159-1	35-5048	
		鈴木自転車店	本所350-1	35-2715	
	廃油	菊川燃料(有)	本所1037-2	35-2505	
		小田石油(有)	半済1980-1	35-2251	
農業で使用したもの (畦波・農薬のビン・肥料袋等)	遠州夢咲農業共同組合	各地区の農協へ合わせてください。			

## 5 ごみ減量とリサイクル推進マニュアル

先進的な取り組みをしている事業所のごみ処理方法を取り入れて見ませんか。事業所から出るごみの処理方法を見直し、4R活動を取り入れて、環境にやさしい事業所を目指しましょう。ここでは、その手順を分かりやすく説明します。

### ステップ1 事業所内の整理整頓

事業所内の棚、机の中などは、整理整頓しましょう。  
文房具や物品は、できるだけ共有化しましょう。

### ステップ2 発生する廃棄物の種類と処理方法の確認

事業所から発生する廃棄物を細かく分類する。  
その廃棄物をどのように処理しているか確認する。  
今まで、焼却・埋立処分していたごみの中から、リサイクルできるものを捜し出す。

### ステップ3 廃棄物の種類ごとにごみ箱を設置する。

廃棄物の種類ごと（処理方法別）にごみ箱を設置しましょう。  
ごみ箱には、入れるものを表示するなど、分別しやすい工夫をしましょう。

### ステップ4 ごみ箱の設置箇所を減らす。

個人ごとにごみ箱（個人ごみ箱）が何ヶ所もありませんか？ごみ箱の設置箇所を減らしましょう。  
ごみをすぐに捨てられる環境にあるとごみの減量、リサイクル意識は根付きません。  
ごみ箱の設置箇所（ストックヤード）をまとめることで、ごみの管理も効率よくできます。

### ステップ5 Refuse リフューズ（断る、不要なものは手に入れない）

ごみとなるものは、事業所に持ち込まない取り組みを開始する。  
マイバッグ運動を社員に徹底する。  
製品・部品等の仕入れは、使い捨ての容器、過剰包装を断り、リターナブル容器等で行えるものを選択する。

### ステップ6 Reduce リデュース（減らす、必要以上にものを手に入れない）

燃えるごみの中から古紙を分別する。  
事業系一般廃棄物の中で、大きなウエイトを占めるのが紙ごみです。その一方で、ちょっとした努力によって、すぐに減量の成果が現れるのも紙ごみです。  
紙類は全てリサイクルすることができます。  
メモ用紙などの小さな紙も、古封筒を利用すれば、散らからず分別できます。  
機密書類もリサイクルしましょう。  
・短冊式のシュレッダー（スタンダードカット）にかければ、リサイクルに回すことができます。短冊式以外のシュレッダー（ワンカットクロス、スパイラルカット）は、リサイクルできません。  
・機密書類を専門に溶融処理（リサイクル）している民間業者もあります。

リサイクル困難な紙も、R P F (プラスチックや紙の固形燃料)化してサーマルリサイクル (焼却熱をエネルギーとして利用) することができます。

リサイクル困難な紙 (禁忌品)

ビニールコート紙、窓付き封筒 (窓を取り外せば可)、ワックスのついた紙 (紙コップなど)、写真、油紙、防水加工紙、感熱紙 (F A X用紙など)、裏カーボン・ノーカーボン紙など

生ごみを減量する。

生ごみには多量の水分が含まれています。水切りを徹底すれば、ごみ重量の大幅な減量になり、生ごみ置き場の嫌な臭いも軽減します。

生ごみも新鮮なもので分別が徹底できているものなら、家畜 (ブタ) などの飼料としてリサイクルすることができます。

生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の使用により自社で処理をすることができます。

使い捨ての容器の使用を自粛し、リターナブル容器に切り替える。

ペットボトル飲料などを飲むと、ペットボトルのごみが出てしまいます。マイ水筒を持参するなど心かけると、ごみの減量につながります。

ごみの排出量を計量することで、排出量を意識し積極的にごみ減量に取り組むことができます。

社員の皆さんが出されたごみであっても、会社でごみとして出すと、産業廃棄物に当たるものもあります。個人のごみは持ち帰り、決められたルールに従い家庭から排出することも出来ます。

#### **ステップ7** Reuse リユース (再使用、使えなくなるまで繰り返し使う)

購入する製品をできる限り長く使用する。

製品の修理体制を整備するなど製品を長く使用できるようにする。

#### **ステップ8** Recycle リサイクル (再資源化、使えなくなったものは再び資源として活用するように処理する)

分別、再利用・再資源化について従業員も含めて学習し、分別を徹底する。

社員は家庭に帰っても分別を徹底するように啓発する。

再生品、再生資源品を積極的に購入する、グリーン購入を進める。

お問い合わせ

掛川市・菊川市衛生施設組合	掛川市環境政策課	菊川市環境推進課
TEL (0537) 23 -2273	TEL (0537) 21 -1145	TEL (0537) 35 -0916
FAX (0537) 23 -2274	FAX (0537) 21 -1164	FAX (0537) 35 -0981

## 「目指せ！ごみ減量とリサイクル先進事業所」チェックシート

事業所の中で、どの程度ごみの減量とリサイクルが推進されているかチェックしてみましょう。

チェック項目が少なかった事業所さんは、このマニュアルを参考にごみ減量とリサイクルに取り組んでみてください。

ステップ1 事業所内の整理整頓	チェック欄
事業所内の棚、机の中を整理整頓している。	
文房具や物品は、共有化している。	
ステップ2 発生する廃棄物の種類と処理方法の確認	
事業所から発生する廃棄物を細かく分別している。	
廃棄物をどのように処理しているかを確認している。	
焼却、埋め立て処分ではなく、極力リサイクルしている。	
ステップ3 廃棄物の種類ごとに分別している	
廃棄物の種類ごと（処理方法別）にごみ箱を設置している。	
ごみを分別しやすいように、展示・掲示を行っている。	
ステップ4 ごみ箱の設置箇所を減らす	
個人ごとにごみ箱を設置せず、限られた場所だけに設置している。	
ストックヤードを最小限にまとめ、ごみの管理を行っている。	
ステップ5 Refuse リフューズ（断る、不要なものは手に入れない）	
ごみとなるものは、事業所に持ち込まない取り組みを始めている。	
マイバッグ運動を事業所として実行している。	
仕入れや納品の際に、使い捨て容器や過剰包装を断っている。	
ステップ6 Reduse リデュース（減らす、必要以上にものを手に入れない）	
古紙を燃やさずにできる限りリサイクルしている。	
機密書類をシュレッダーにかけ、リサイクルしている。または熔融処理。	
生ごみの減量化、堆肥化等を行っている。	
使い捨て容器の使用を自粛し、リターナブル容器に切り替えている。	
排出されるごみを計量し、減量に取り込む目標を設定している。	
ステップ7 Reuse リユース（再使用、使えなくなるまで繰り返し使う）	
購入した製品や機械等をできる限り長く使っている。	
機械等の修理体制を整備し、長く使う努力をしている。	
ステップ8 Recycle リサイクル（再資源化、使えなくなったものは再び資源として活用できるように処理する）	
分別、再利用、再資源化に関する社員教育を実施している。	
社員は事業所内に限らず家庭でも分別の徹底をするよう啓発している。	
再生品、再生資源品を積極的に購入する、グリーン購入を進めている。	
合計チェック数	/22